



2020年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社 E M シ ス テ ム ズ  
(登記上の商号 株式会社イーエムシステムズ)  
代 表 者 名 代表取締役会長 國光 浩三  
(コード番号 4820 東証 第一部)  
問 合 せ 先 取締役常務執行役員経営企画本部長 青田 玄  
(TEL 06-6397-1888)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月16日開催予定の第37期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 2020年3月10日付「決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、決算期を変更し、事業年度の末日を毎年12月31日とすることにいたしました。これに伴い、定時株主総会の基準日を毎年12月31日に、期末配当の基準日を毎年12月31日に、中間配当の基準日を毎年6月30日にそれぞれ変更するものであります。また、事業年度の変更にかかる経過的な措置として、附則を設けるものです。（変更案第12条、第13条、第35条、第36条、第37条、附則関係）
- (2) 適確かつ迅速な意思決定・業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図るため、役付執行役員制度を導入したことを鑑み、選定できる役付取締役を整理し、現行定款第21条第2項の役付取締役に関する記載内容を一部変更するものであります。
- (3) 語句訂正その他所定の訂正を加えるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月16日（予定）  
定款変更の効力発生日 2020年6月16日（予定）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする</u>。ただし、<u>電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第6条～第11条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>第14条～第17条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第20条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から<u>取締役会長および取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる</u>。</p> <p>第22条～第34条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から<u>翌年3</u>月31日までの1年とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告によりこれを行う</u>。ただし、<u>電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは</u>、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第6条～第11条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p> <p>第14条～第17条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第20条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から<u>取締役会長、取締役社長およびその他必要な役付取締役を選定することができる</u>。</p> <p>第22条～第34条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>同年12</u>月31日までの1年とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日) 第 36 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 2 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第 36 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。 2 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>(中間配当) 第 37 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(中間配当) 第 37 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p>
<p>第 38 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">附則</p>	<p>第 38 条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">附則</p>
<p>第 1 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>第 1 条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(事業年度変更に伴う経過措置)</u> 第 2 条 第 35 条 (事業年度) の規定にかかわらず、第 38 期事業年度は、2020 年 4 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までとする。</p>
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(事業年度変更に伴う基準日に関する経過措置)</u> 第 3 条 第 37 条 (中間配当) の規定にかかわらず、第 38 期事業年度の中間配当の基準日は、2020 年 9 月 30 日とする。</p>
<p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(附則の有効期限)</u> 第 4 条 前 2 条および本条は、2020 年 12 月 31 日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</p>